近畿運輸局管内都市型ハイヤー事業者等 皆様

一般乗用旅客自動車運送事業者 オンライン講習会

訪日客の送迎を目的とした都市型ハイヤー事業者等が急増している状況を受けて、近畿運輸局では都市型ハイヤー事業者や主に運送の引受けを営業所において行う（予約で運送を行う）タクシー事業者向けに、安全運行を行うために必要な法令遵守等について、改めてご理解を深めて頂くことを目的として、事業者講習会を定期的に開催することとしました。

この度、第2回目の講習会を実施することとしましたので、ご多忙中とは存じますが、是非、周りの方もお誘いのうえ、ご参加ください。

開催日時・講習内容

日時　令和8年6月30日（火）14:00～15:30　**（終了時間は予定）**

内容　〇最近のトピック
〇道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則等について
〇一般乗用旅客自動車運送事業者への監査について 等

※内容は予告なく変更する場合があります。

オンライン講習会 申込フォーム

https://forms.office.com/r/WSWVAYrY6E

※講習会に参加される場合は、開催日までに入力をお願いします。

オンライン講習会のリンク（Microsoft Teamsを使用）

講習会は終了しました。

- 本講習会は、任意参加の講習会です。
- 講習会に参加される場合は、オンライン講習会 申込フォームへの入力にご協力ください。
- 講習会当日は、上記の「こちらをクリック」を押してご参加ください。
- 互いの参加者名が見えますので、匿名で参加される場合には、Microsoft EdgeまたはGoogle Chromeのwebブラウザからゲストとして参加してください。
- 会議システムの参加上限に達した場合には、参加できませんのであらかじめご了承ください。
- 通信に係る費用は参加者様のご負担となります。
- 説明会終了後、以下のリンクから
  アンケートへの回答をお願いします。
  アンケートフォームのリンク：
  https://forms.office.com/r/X0xWjCtS6a

《その他》

- 新規事業者講習会を未受講の事業者は、こちらの受講もお願いします。
  近畿運輸局HP：https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/info/jikou/00001_01841.html

- 国土交通省におけるMicrosoft365利用に係るプライバシーポリシー
  https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000048.html

【お問い合わせ先】
近畿運輸局　自動車交通部 旅客第二課 業務係
電話：０６－６９４９－６４４６

一般乗用旅客自動車運送事業者オンライン講習会

近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課

令和8年6月30日

①最近のトピック

②道路運送法等について
（各種法令等のおさらい）

最近のトピック（国土交通省報道発表資料等より）

報道発表資料等	公表日	QRコード
「事業用自動車総合安全プラン２０３０」を策定しました ～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000752.html	R8.3.31	
白タク・違法ハイヤー撲滅に向けた取組を加速させます！ ～本省・地方運輸局等白タク・違法ハイヤー対策会議の開催～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000493.html	R8.1.28	
大阪城公園等において貸切バスとハイヤーを対象とした街頭監査を実施しました！！ https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/press/00001_03528.html	R7.12.16	

事業用自動車総合安全プランの経緯

国土交通省

○ 事故の**発生状況やその背景・傾向を調査・分析**するとともに、**社会情勢の変化や技術の進展を踏まえ**ながら、有識者の議論を踏まえた事故防止対策である**『事業用自動車総合安全プラン』を策定**。
○ **定期的に取り組み状況やその効果をフォローアップ**し、有識者から評価・助言をいただきつつ取組を改善。

事業用自動車総合安全プラン2009（平成21年度～平成30年度）

【目標】
・10年間で死者数半減（平成30年までに250人以下）
・10年間で人身事故件数半減（平成30年までに3万件以下）
・飲酒運転ゼロ

【重点施策】
・安全体質の確立　・コンプライアンスの徹底　・飲酒運転の根絶
・IT・新技術の活用　・道路交通環境の改善

軽井沢スキーバス事故の発生、人口減少や高齢化の進展、自動車の先進安全技術の普及　等

事業用自動車総合安全プラン2020（平成29年度～令和２年度）

【目標】
・平成32年(令和2年)までに死者数235人以下
・平成32年(令和2年)までに人身事故件数23,100件以下
・飲酒運転ゼロ

【重点施策】
・関係者(行政、事業者、利用者)連携強化による安全トライアングルの構築
・飲酒運転の根絶　・自動運転、ICTの開発・利用・普及の促進
・高齢者事故の防止対策　・道路交通環境の改善
・事故分析に基づく特徴的な事故等への対応

新型コロナウイルス感染症、災害の激甚化・頻発化、先進技術の開発・普及、健康起因事故等の依然とした発生　等

事業用自動車総合安全プラン2025（令和３年度～令和７年度）

【目標】 ※１～３番目までは令和７年までの達成目標
・24時間死者数225人以下、バスタクシーの乗客死者数ゼロ
・重傷者数2,120人以下
・人身事故件数16,500件以下
・飲酒運転ゼロ

【重点施策】
・「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
・飲酒運転等悪質な法令違反の根絶　・道路交通環境の改善
・新技術の開発・普及促進　・超高齢社会における事故防止対策
・事故分析に基づく対策立案と関係者の連携による安全体質の強化

事業用自動車総合安全プラン2030［計画期間：令和8～12年度］

国土交通省

○ 事業用自動車による事故を削減するため、関係者（行政・事業者・利用者）が講ずべき施策を明確化・可視化。
○ 策定にあたっては、**より深刻化する自動車運送事業の人手不足等**、事業環境の変化を考慮

ポイント

○ **運転者の高齢化等に伴う人手不足**への対応として、**健康に起因する事故対策・経験が未熟な運転者への安全対策**等を推進。
また、**運行管理の高度化を更に推進**し、従前と同等以上の安全性を確保しながら効率的な輸送を実現
○ 近年増加している**軽貨物の事故削減**に向け、**新たに軽貨物の目標をトラック(軽除く)と分けて設定**
○ 施策効果を適切に評価できるよう、外部要因による事故件数等の変動影響を抑えた**総走行距離あたりの目標指標**も併記

【重点施策】

1. 自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進

・運行管理者・運転者等の行動変容
・利用者等の行動変容　　等

2.運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

・悪質違反・重大事故の再発防止のための啓発
・監査体制等の強化　・貨物軽事業者に対する安全対策の強化　　等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

・運行中も含めた運行管理の高度化
・先進安全技術の更なる性能向上・普及促進
・自動運転車両等の普及促進　　等

4.少子高齢社会における事故の防止対策の推進

・健康起因事故対策の推進
・経験が未熟な運転者への安全対策の徹底　　等

5.原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化

・各業態、各地域の特徴に応じた事故分析・対策の検討
・貨物軽事業の事故の実態把握　　等

6.道路交通環境の改善

・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する　　等

【事故削減目標】

＜全体目標＞

①24時間**死者数225人以下**(0.31人/億km以下)
　バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
②**重傷者数1,740人以下**(2.39人/億km以下)
③**人身事故件数16,500件以下**(22.68件/億km以下)
④**飲酒運転ゼロ**

＜各業態の個別目標＞

【乗合バス】　**車内事故件数85件以下**(3.23件/億km以下)
【貸切バス】　**乗客負傷事故件数20件以下**(2.16件/億km以下)
【タクシー】　**出会い頭衝突事故件数950件以下**(17.21件/億km以下)
【トラック(軽除く)】**追突事故件数2,380件以下**(4.12件/億km以下)
【軽貨物】　**追突事故件数970件以下**(16.52件/億km以下)

自動車運送事業における睡眠時無呼吸症候群対策

国土交通省

- より多くの自動車運送事業者に睡眠時無呼吸症候群(ＳＡＳ)対策についてご理解いただくため、**<u>ポイントを絞った簡易版ＳＡＳ対策マニュアルを作成</u>**（令和７年７月公表）
- あわせて、**<u>ＳＡＳマニュアルについて、時点の更新を行うとともに、記載内容の改善・追加</u>**を実施（令和７年７月一部見直し）

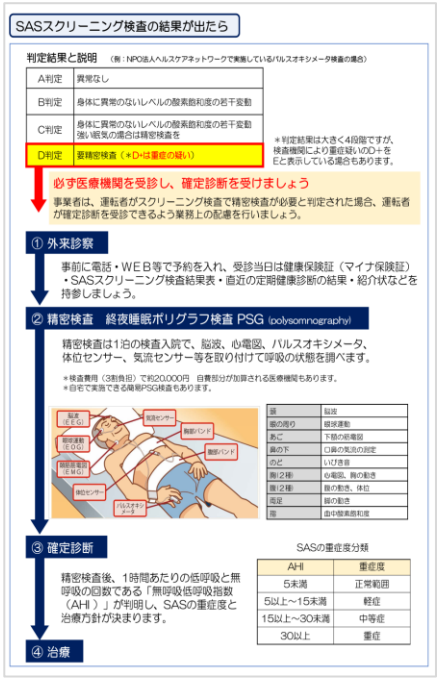

SASの基本知識、スクリーニング検査等について記載

SASの疑いがある運転者への対応等について記載

自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル【簡易版】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/sas_manual_simple.pdf

自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル（令和６年３月策定）

国土交通省

飲酒運転防止を目的とし、
1章：飲酒運転防止対策の必要性
2章：事業者による運転者へのアルコール依存症の把握
3章：スクリーニング検査※
4章：アルコール依存症検査※における事業者の対応
について記載。**飲酒傾向の強い運転者への対処についても具体的な方法を掲載**。
国交省HPにて公開中のほか、業界団体を通じて周知。

改正後自動車事故報告書裏面（抜粋）

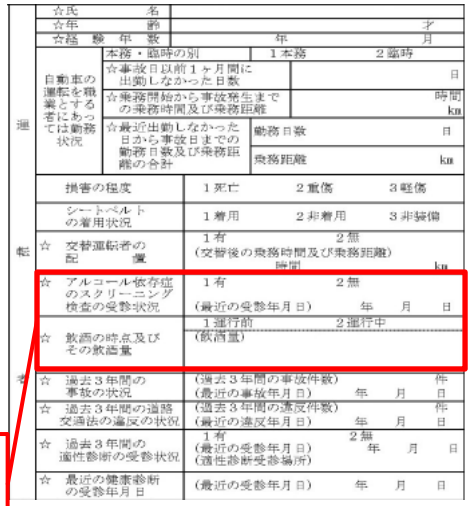

運転者	☆氏名		
	☆年齢		才
	☆雇用年数		年 月
	自動車の運転を職業とする者にあっては勤務状況	本務・臨時の別	1本務 2臨時
		☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	日
		☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	時間 km
		☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	勤務日数 日
			乗務距離 km
	損害の程度	1死亡	2重傷 3軽傷
	シートベルトの着用状況	1着用	2非着用 3非装備
	☆ 交替運転者の配置	1有	2無
		（交替後の乗務時間及び乗務距離）	時間 km
	☆ アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1有	2無
		（最近の受診年月日）	年 月 日
	☆ 飲酒の時点及びその飲酒量	1運行前	2運行中
		（飲酒量）	
	☆ 過去3年間の事故の状況	（過去3年間の事故件数）	件
		（最近の事故年月日）	年 月 日
	☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況	（過去3年間の違反件数）	件
		（最近の違反年月日）	年 月 日
	☆ 過去3年間の適性診断の受診状況	1有	2無
		（最近の受診年月日）（適性診断受診場所）	年 月 日
	☆ 最近の健康診断の受診年月日	（最近の受診年月日）	年 月 日

※自動車事故報告規則を令和6年10月に改正し、検査の実施状況の報告を求める。
（令和7年4月1日より施行）

（2）アルコール依存症の症状

現時点で離脱症状がなくても、多量飲酒を続けていると耐性が上がり、アルコール依存症を発症する危険性があります。

1. 渇望

- ✓仕事中でも酒の事ばかり考えている
- ✓仕事中でも飲んでしまう
- ✓仕事が終わったら１人でも必ず飲みに行く
- ✓隠れてでも飲んでしまう
- ✓お酒が手元にないと不安
- ✓お酒のためなら面倒くさがらずに出かけられる

2. 飲酒行動のコントロール不能

- ✓いつも泥酔するまで飲んでしまう
- ✓休肝日と決めても飲んでしまう
- ✓飲み始めたら止まらない
- ✓前もって決めていた量以上に飲んでしまうことがしばしばある（たとえば２杯までと決めていたのに３、４杯飲んでしまう）

アルコール依存症が疑われる症状を紹介！

（3）事業者として気を付けておくべきこと

アルコール依存症になると、飲酒をコントロールできなくなるため、運行途中の休息期間中でも、飲みたい気持ちが抑えられず、飲酒をしてしまうことが考えられます。

事業者としては、以下のようなケースについても気を配る必要があります。

仮眠前の寝酒で飲むケース

食事休憩で飲むケース

荷卸し後、帰社前に飲むケース

事業者として気を付けるべきこと、
飲酒問題への不適切な対応例についても解説！

○国土交通省 自動車総合安全情報
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html

○国土交通省 自動車総合安全情報「安全教育・事故防止マニュアルを活用しよう！」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

○自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html

①最近のトピック

②道路運送法等について
（各種法令等のおさらい）

自動車に関する表示等

国土交通省

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法等関係法令に定められた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努める必要があります。

〇車体表示事項
- 使用者の氏名、名称又は記号
- 限定（ハイヤー限定事業者の場合）

〇車内表示事項
- 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
- 禁煙車である旨の表示

など

道路運送法

（自動車に関する表示）
第九十五条　自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

道路運送法施行規則

（自動車に関する表示）
第六十五条　法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。
一　（略）
二　法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された旅客自動車運送事業用自動車又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された貨物自動車運送事業の用に供する自動車（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、「限定」
三～十　（略）

旅客自動車運送事業運輸規則

（事業用自動車内の表示）
第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。
2　（略）
3　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。
4　（略）

自動車に関する表示等

国土交通省

- 道路運送法等関係法令の規定のほか、公示「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」に定める事項の遵守をお願いします。

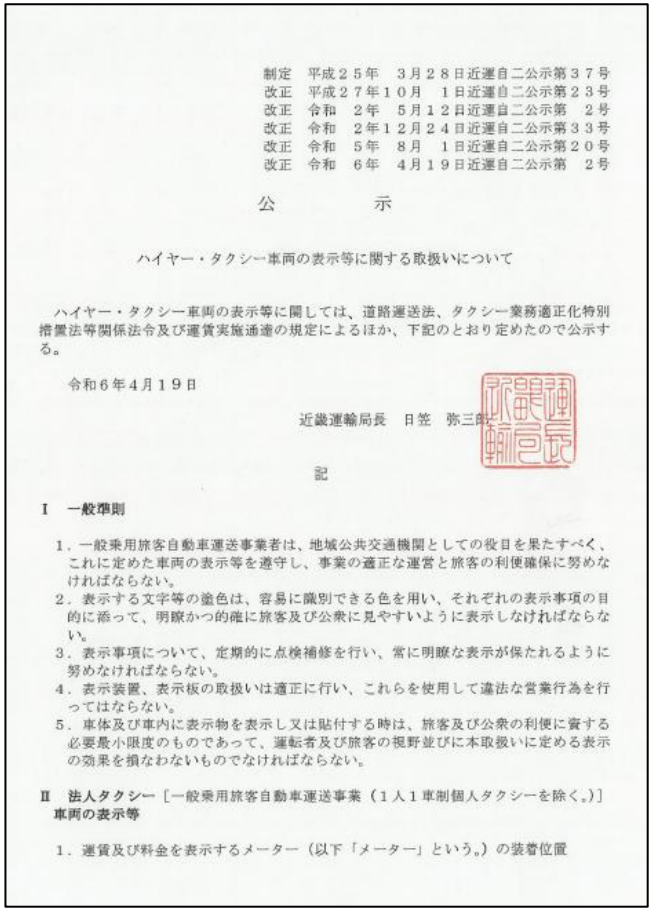

制定　平成２５年　３月２８日近運自二公示第３７号
改正　平成２７年１０月　１日近運自二公示第２３号
改正　令和　２年　５月１２日近運自二公示第　２号
改正　令和　２年１２月２４日近運自二公示第３３号
改正　令和　５年　８月　１日近運自二公示第２０号
改正　令和　６年　４月１９日近運自二公示第　２号

公　　示

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関しては、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法等関係法令及び運賃実施通達の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。

令和６年４月１９日

近畿運輸局長　日笠　弥三郎

記

Ⅰ　一般準則

1．一般乗用旅客自動車運送事業者は、地域公共交通機関としての役目を果たすべく、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2．表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭かつ的確に旅客及び公衆に見やすいように表示しなければならない。
3．表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4．表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5．車体及び車内に表示物を表示し又は貼付する時は、旅客及び公衆の利便に資する必要最小限度のものであって、運転者及び旅客の視野並びに本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

Ⅱ　法人タクシー［一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）］車両の表示等

1．運賃及び料金を表示するメーター（以下「メーター」という。）の装着位置

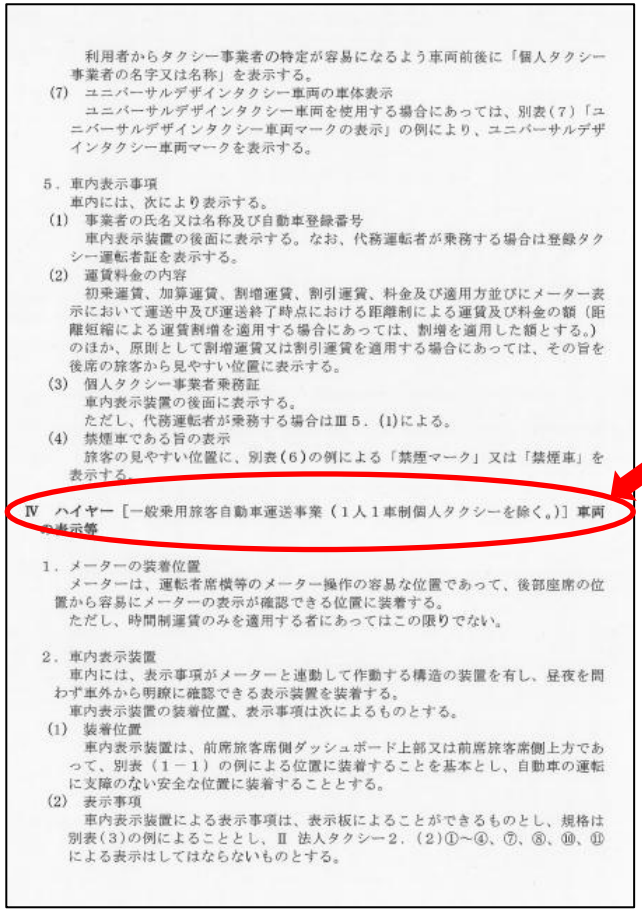

利用者からタクシー事業者の特定が容易になるよう車両前後に「個人タクシー事業者の名字又は名称」を表示する。
(7)　ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示
ユニバーサルデザインタクシー車両を使用する場合にあっては、別表(7)「ユニバーサルデザインタクシー車両マークの表示」の例により、ユニバーサルデザインタクシー車両マークを表示する。

5．車内表示事項
車内には、次により表示する。
(1)　事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
車内表示装置の後面に表示する。なお、代務運転者が乗務する場合は登録タクシー運転者証を表示する。
(2)　運賃料金の内容
初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方並びにメーター表示において運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として割増運賃又は割引運賃を適用する場合にあっては、その旨を後席の旅客から見やすい位置に表示する。
(3)　個人タクシー事業者乗務証
車内表示装置の後面に表示する。
ただし、代務運転者が乗務する場合はⅢ５．(1)による。
(4)　禁煙車である旨の表示
旅客の見やすい位置に、別表(6)の例による「禁煙マーク」又は「禁煙車」を表示する。

Ⅳ　ハイヤー［一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。）］車両の表示等

1．メーターの装着位置
メーターは、運転者席横等のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易にメーターの表示が確認できる位置に装着する。
ただし、時間制運賃のみを適用する者にあってはこの限りでない。

2．車内表示装置
車内には、表示事項がメーターと連動して作動する構造の装置を有し、昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。
車内表示装置の装着位置、表示事項は次によるものとする。
(1)　装着位置
車内表示装置は、前席旅客席側ダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、別表（１－１）の例による位置に装着することを基本とし、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着することとする。
(2)　表示事項
車内表示装置による表示事項は、表示板によることができるものとし、規格は別表(3)の例によることとし、Ⅱ　法人タクシー２．(2)①～④、⑦、⑧、⑩、⑪による表示はしてはならないものとする。

都市型ハイヤーはこちら

※都市型ハイヤー事業者は、主に「Ⅳハイヤー車両の表示等」を確認してください
（泉州交通圏の事業者は、主に「Ⅱ法人タクシー車両の表示等」を確認してください）

近畿運輸局HP：https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/content/000323341.pdf

乗務員証の携行

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に運転者を乗務させるときは、乗務員証を携行させる必要があります。

○記載事項

- 作成番号及び作成年月日
- 事業者の氏名又は名称
- 運転者の氏名
- 運転免許証の有効期限

○作成例

乗　務　員　証		写真 縦3.6cm×横2.4cm以上
作成番号	1（※空欄不可）	
作成年月日	令和○年○月○日	
事業者の氏名又は名称	○○サービス株式会社	
運転者氏名	寝屋川　太郎	
運転免許証の有効期限	令和○年○月○日	

※タクシーの場合は、登録実施機関で発行された登録タクシー運転者証の表示が必要です。

旅客自動車運送事業運輸規則

（乗務員台帳及び乗務員証）
第三十七条（略）
2（略）
3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。
　一　作成番号及び作成年月日
　二　事業者の氏名又は名称
　三　運転者の氏名
　四　運転免許証又は免許情報記録の有効期限
4~5（略）

営業区域外旅客運送の禁止

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、「発地」と「着地」の両方が営業区域外となる旅客の運送をすることはできません。「発地」又は「着地」のどちらか片方は必ず営業区域内でなければなりません。

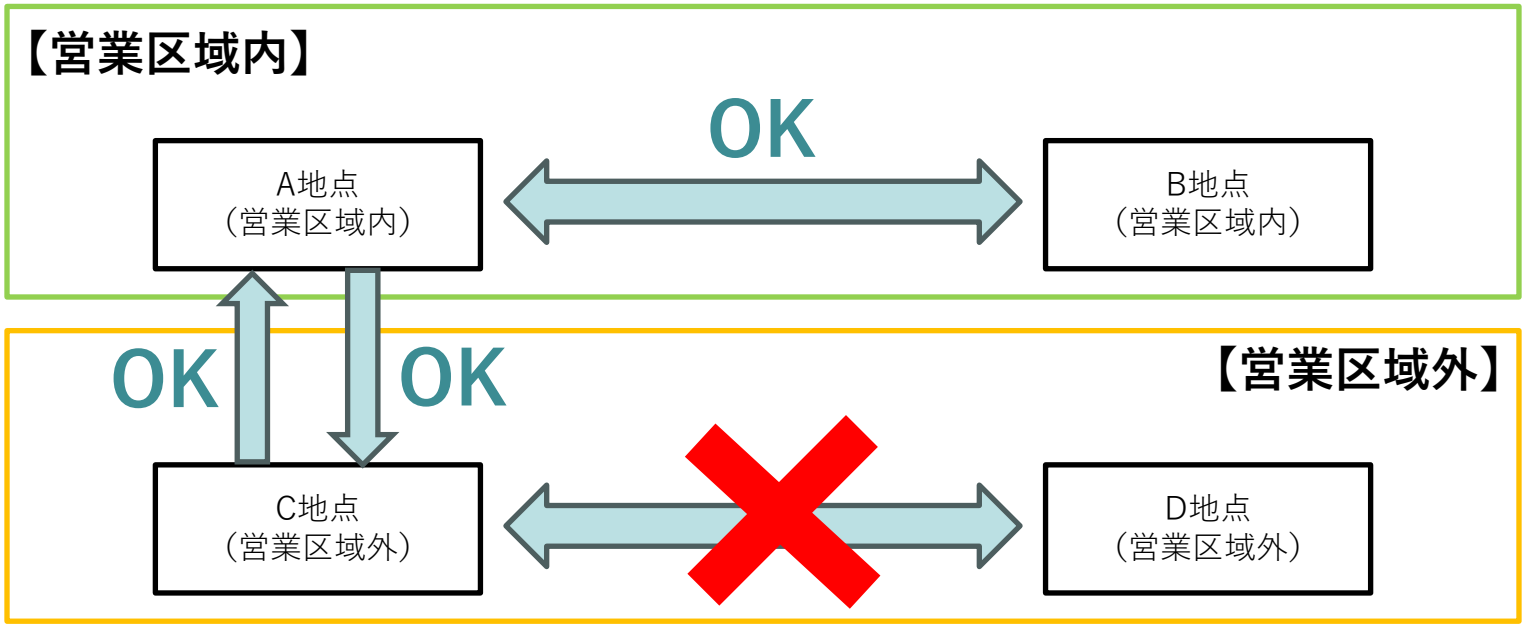

道路運送法

（禁止行為）
第二十条　一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一　災害の場合その他緊急を要するとき。
二　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

都市型ハイヤーとは

●都市型ハイヤーとは

〇運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの。

〇**特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）第2条第3号に規定する運送に限る**。

【特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（抄）】

（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条

一～二（略）

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二号に規定するハイヤーを使用して行うものであって、次に掲げるもの

イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの。

ロ **二時間以上の時間**を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

- ハイヤーは、タクシーとは異なり、いわゆる流し営業や駅待ち等の営業を行うことはできず、予め、営業所において運送の引受けを行う必要があります。
- 空港等での客引き行為は、運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものに該当しないため、道路運送法違反に当たります。

都市型ハイヤーの運送契約について

国土交通省

国自旅第１９９号
平成２６年９月２９日

近畿運輸局自動車交通部長　殿

自動車局旅客課長
（公印省略）

都市型ハイヤーの運送契約について

今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、タクシーと競合しないものとして、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）関連法令において規定する、いわゆる「都市型ハイヤー」を、同法の適用除外としたところである。

従って、都市型ハイヤーを使用して行う事業においては、直接又は間接であるかを問わず、タクシーと競合するような、運送契約の時間を細分化（いわゆる「切り売り」）して提供する運送行為は、道路運送法第 15 条違反等となり、認められない。

以上の点に留意のうえ、事業者等に対して遺漏なきように指導されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

都市型ハイヤーの運送契約について

●いわゆる「切り売り」の禁止について

都市型ハイヤーを使用して行う事業においては、平成２６年９月２９日付け自動車局旅客課長通達「都市型ハイヤーの運送契約について」のとおり、直接又は間接であるかを問わず、タクシーと競合するような、**運送契約の時間を細分化（いわゆる「切り売り」）して提供する運送行為は**、道路運送法第１５条等違反となり、**認められません**。

＜具体的なケース（例）＞

ハイヤー事業者と旅行業者（旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者）との間で都市型ハイヤーの時間貸し契約を結んでいるが、旅行業者の提供する配車アプリ等を介して、一般の利用者に運送契約の時間を２時間未満に細分化して提供する運送行為。

名義貸しの禁止

- 道路運送法においては、許可を受けた事業者には、運行管理の適切な遂行、事業用資産の適切な管理、事故時の賠償責任等様々な責務を自ら追うことを求めており、「名義貸し行為」は、こうした責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、道路運送法の許可制の趣旨を没却することとなるため、道路運送法第33条の規定により、禁止されています。
- 監査等を実施する中で、名義貸しの疑いがあれば、その点についても調査を行い、違反事実が確認された場合には、厳正に対処することとしています。

道路運送法

（名義の利用、事業の貸渡し等）
第三十三条　一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。
２　一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

苦情処理の記録、保存

- 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません（氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない）。
- 旅客自動車運送事業者は、苦情を受け付けた場合、所定の事項を記録し、記録を整理して保存しなければなりません。

〇苦情処理の記録

・右の事項を記載。
・記録は1年間保存。

【記載事項】

①苦情の内容
②原因究明の結果
③苦情に対する弁明の内容
④改善措置
⑤苦情処理を担当した者

旅客自動車運送事業運輸規則

（苦情処理）
第三条　旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければな　らない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
2　旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。
一　苦情の内容
二　原因究明の結果
三　苦情に対する弁明の内容
四　改善措置
五　苦情処理を担当した者

待機場所等に関する注意点

- 交差点内や横断歩道上など、道路交通法により駐停車が禁止されている場所や、交通の妨げとなる場所での待機は行わないでください。
- 空港や駅等に乗り入れる場合、乗り入れ場所等に関するルールが定められていることがあります。事前に施設管理者へ確認の上、運転者に周知徹底し、遵守させてください。
- 待機所等におけるごみ・たばこのポイ捨て、立ち小便はやめてください。

某待機場所のごみ・たばこのポイ捨て

駐(停)車違反取締重点路線への新規指定(予定)について
～上町筋における交差点付近の違法駐停車排除～

大阪府内における主要幹線道路の交通の円滑化、交差点付近の視認性確保等による交通事故防止を目的に、以下の路線について、新たに「駐(停)車違反取締重点路線」へ指定される予定となりました。

新規指定予定（一部区間）

上町筋（大阪城西側の南北道路）

大阪城周辺の送迎や観光需要等に伴い、当該路線の交差点付近におけるハイヤー・タクシーの滞留が、後続車の不要な進路変更、渋滞など交通の危険を生じさせる原因となります。

各事業者様へ

管理者様から乗務員（ドライバー）への事前周知と適切な運行・駐停車管理の徹底をお願いいたします。

ドライバーの皆様へ

短時間であっても「**客待ち・乗客待ち**による停車」は**取り締まりの対象**となりますので速やかな意識改革をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました！

一般乗用旅客自動車運送事業者
オンライン講習会

監査について

令和8年6月30日

近畿運輸局自動車監査指導部

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ハイヤーの違法行為に関する報道について

昨今、白タク行為だけではなく、都市型ハイヤー事業者の客引き行為や名義貸しなどの違法行為について、テレビ報道や新聞記事等で報道がされています。

【報道概要】

- 到着ロビーで旅客に声をかける**「客引き行為」**の情報。
- タクシー事業の許可を持つ事業者が**「名義貸し」**により警察に逮捕。
- 車両の**「名義貸し」**だけではなく、運行管理者の**「名義貸し」**の疑い。

ハイヤーの街頭監査について

- 今年度についても引き続き、ハイヤーを対象とした街頭監査を実施ししております。今後も空港や観光地などで実施します。
- 街頭監査を受けなかった場合（明らかに逃げた場合含む）は、後日、営業所への立入り監査を実施します。
- 運転者に対して、声をかけられたら必ず街頭監査を受けるよう、指導してください。また、職員が近づいた時に、「急に車両を動かす行為」は危険ですので行わないよう指導してください。

注意していただきたい点

・法令に基づく調査になりますので、素直に従ってください。

拒否等 → 監査

街頭での指摘事項例

車両の車外表示なし「社名等表示」などの表示なし
車体に社名又は会社記号、都市型ハイヤーは「限定」を表示する。

乗務員証の不携行　乗務員証の携行させていない。
運行の都度に渡し、営業所に戻れば、営業所に返却する。

営業区域外運送の疑い　旅客の発地及び着地が営業区域外。
発地及び着地のいずれもが営業区域外の旅客の運送してはいけない。

これら不適切なことのないよう、適切な運行管理をしてください。

また、**これらの情報を機に営業所への立ち入り監査となる場合があります。**

監査対象について

運輸局及び運輸支局では、監査方針に基づき、運送事業者に対し監査を実施しています。

監査対象事業者

- 利用者等からの情報により、法令違反が疑われる。
- 事故を起こした。
- 新規許可、営業区域の拡大などの事業規模を拡大した。
- 事故報告書等を提出しなかった。

など

悪質違反の場合は、直ちに監査を実施

- 営業所以外で運送の引き受けを行った場合
- 無免許運転（二種免許なし、期限切れ）
- 運行管理者不在
- 整備管理者不在
- 点呼全未実施
- 定期点検全未実施
- 名義貸し

監査による指摘事項

監査の主な指摘事項

- ●書類の管理
- ●営業区域外旅客運送
- ●点呼関係
- ●車体表示
- ●業務記録の記載不備
- ●健康診断未受診
- ●運転者への指導監督
- ●日雇い運転者の選任

監査の結果、違反があれば『処分基準』に基づき、処分されます。

旅客自動車運送事業運輸規則第69条（書類の管理）

旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

監査時は速やかに、求められた書類を提示しなければならない。
（監査終了までに提示しなければ、処分の対象となる。）

＜対象となる書類＞

- 点呼記録、業務記録（日報）
- **乗務員証**
- **適性診断の結果**、指導監督の記録
- 点検整備記録簿
- 36協定、就業規則（届出済みのもの）
- 乗務員台帳、**健康診断結果**
- 事故の記録、損害賠償保険証書
- 苦情の記録
- 運送引受書・運行指示書（貸切バス）
- 運行記録計の記録（（対象車のみ）、貸切）

監査における指摘（書類の管理）

監査で求められる書類

・旅客からの運送依頼に係わる書面等
（旅行会社からの行程表・メール・SNS等）

・運賃の請求・支払いに係わる書面。

・社会保険等の加入状況が分かる書面

・給与の支払いに係わる書面

・運転者の在留資格に係わる書面

・事業者の経理（総勘定元帳・現金出納帳等）に係わる書面

など

点　呼

- 点呼の意義
- 点呼の方法
- 点呼の実施、記録及び保存

点呼の意義

他の業種と異なり、業務前点呼を終えた後、運転者が管理者の目の届かない道路に出て、業務を行う。
また、運行中は、運転者の指導、監督の場がない。
そのため

点　呼

運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行に必要な報告を求め、指示を与えるもの。
原則として、運転者に**対面**で行う。

アルコール検知器で測定するだけではない。

点　呼

点呼は運行管理者が行う

※補助者も実施できるが、異常が認められた場合は運行管理者に報告し、指示を仰ぎ、その結果に基づいて、運転者に対し指示しなければならない。

※補助者に行わせる場合でも、点呼の総回数の少なくとも1/3以上は運行管理者が行うこと。

記録の改ざん・不実記載
→　行政処分　＋　運行管理者資格者証返納命令

点　呼

運行上やむを得ず対面点呼ができない場合は、
電話等により点呼を実施しなければならない。

「やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が終了したり、乗務を開始する場合で、所属営業所での点呼が実施できない場合をいう。

「営業所と車庫が離れている」・「早朝・深夜で運行管理者が不在」等は該当しない。

点　呼

運転者宅への車両の持ち帰りは禁止
運行の業務の開始前、運行の業務の終了後に対面で点呼を行うことから、車両の持ち帰りはできません。 業務終了後は、認可を受けた車庫に車両を置き、次の運行は必ず対面で点呼を受けてから、開始になります。

事業用自動車は運送事業のための車両です

点呼記録簿の記載事項　運輸規則第24条第5項

業務前点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 自動車登録番号

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

- アルコール検知器の使用の有無
- 非対面の場合は具体的方法

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧ 日常点検の状況

⑨ 指示事項

⑩ その他必要な事項

点呼記録簿の記載事項　運輸規則第24条第5項

業務後点呼

① 点呼執行者名

② 運転者名

③ 自動車登録番号

④ 点呼日時

⑤ 点呼方法

⑥ 自動車、道路及び運行の状況

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ その他必要な事項

- アルコール検知器の使用の有無
- 非対面の場合は具体的方法

点呼記録の保存

点呼記録は１年間保存（貸切バスは３年保存）

※旅客自動車運送事業運輸規則　第２４条５項

　旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、・・３年間）保存しなければならない。

業務記録

業務記録は運転者の日常の乗務を把握し、過労防止や運行の適正化に活用する重要なものであり、運行管理者は運転者に所定の事項を確実に記録させる。

運行管理者は
業務終了後、記録を回収し、記録内容を確認する。

旅客自動車運送事業運輸規則
第25条（業務記録）、第50条（運転者の遵守事項）

監査における指摘（業務記録の記載不備）

記載が必要な内容

① 運転者名

② 自動車登録番号

③ 業務開始終了の地点・日時

④ 経過地点・業務に従事した距離

⑤ 休憩の場所・日時

⑥ 宿泊した場合はその施設名・位置

⑥ 旅客が乗車した区間（実運送・回送運行の別）

⑦ 業務開始・終了時の車両の総走行距離

⑧ 事故が起きた場合はその概要

記録の改ざん・不実記載
→　行政処分　＋　運行管理者資格者証返納命令

監査における指摘（健康診断未受診）

行政処分

疾病、疲労等のおそれのある運行の業務

（過去１年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させること。）

①未受診者１名　　初違反：警告（再違反：１０日車）

②未受診者２名　　初違反：２０日車（再違反：４０日車）

③未受診者３名以上　初違反：１５日車×未受診者数
（再違反：３０日車×未受診者数）

例：８人未受診　→　15日車×8人＝120日車

注）雇用時の健康診断と定期健康診断は必須の検査項目に違いがあります。

運行管理者の業務の違反の処分日車の総和が120日車以上の場合
運行管理者資格者証返納命令

監査における指摘（運転者への指導監督）

旅客自動車運送事業運輸規則
第三十八条（従業員に対する指導監督）　旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき指導する。

指導の細かい内容については、国土交通省が作成した。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」　を参考

・指導を実施した記録を残すこと。（3年保存）
・年間計画を立て実施すること。

監査における指摘（日雇い運転者の選任）

旅客自動車運送事業運輸規則
第三十六条　旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。

一　日日雇い入れられる者
二　二月以内の期間を定めて使用される者
三　試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）
四　十四日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）

例：

社会保険、雇用保険の加入状況調査

雇用関係調査。　など、詳細な雇用関係を調査する。

悪質違反の処分基準

監査の結果、違反があれば『処分基準』に基づき、処分されます。『処分基準』は近畿運輸局HPに掲載されていますので、ご確認ください。

- 営業所以外で運送の引き受けを行った場合
- 無免許運転（二種免許なし、期限切れ）
- 運行管理者不在
- 整備管理者不在
- 点呼全未実施
- 定期点検全未実施
- 名義貸し

処分基準

（ハイヤー限定許可事業者）

- 営業所以外で運送の引き受けを行った場合

  （客引きによる運送した場合、流しで客を運送した場合）

  → 事業停止30日

- 名義貸し

  → 事業停止30日

- 無免許運転（二種免許なし）の下命容認

  → 事業停止7日

「運転手が勝手にやった。」は通用しません。
事業者の責任は回避出来ません。
運転者の管理・車両の管理を徹底してください

- 運行管理者が不在
- 整備管理者が不在
- 点呼を全く実施していない
- 定期点検整備を全く実施していない

→　事業停止30日

監査の拒否、忌避

道路運送法第94条第4項（報告、検査及び調査）

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

検査拒否、忌避の例

- 適正な運賃収受の確認のため、領収書等の帳票書類の提示を求めたところ、提示できないと回答をする。
- 初回監査時に営業所に不在。その後も日程調整の連絡を行うも「通院の予定がある」等の理由から監査に応じない。

行政処分

事業停止30日

その他

ホテル、空港、駅前など施設には、施設管理者のルールがあります。施設管理者のルールに従って運行してください。

例：・客待ち禁止場での待機の禁止（施設管理者）
・施設管理者の指導に従うこと（施設管理者）
・駐停車禁止区域の乗降禁止（道路交通法違反）
・たばこポイ捨て、ゴミの不法投棄（条例等違反）

など

運送事業者として法令遵守の意識が低いと判断し、
監査の優先順位を上げる。

ご静聴ありがとうございました。

令和8年6月30日

近畿運輸局自動車監査指導部